

平成十年政令第三百四十二号

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令

内閣は、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第四百十三号）第九條第二項、第十二條、第十三條第一項、第十六條第一項、第十八條第一項及び第二十二條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

第一条 この政令において「銀行持株会社等」、「銀行」、「協定銀行」、「株式等の引受け等」、「発行金融機関等」、「取得株式等」又は「取得貸付債権」とは、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第五号、第二項、第四項若しくは第七項、第四條第一項若しくは第二項又は第五條第四項に規定する銀行持株会社等、銀行、協定銀行、株式等の引受け等、発行金融機関等、取得株式等又は取得貸付債権をいう。

（経営の健全化のための計画の準用）

第一条の二 法第五条の規定は、法第四條第三項に規定する承認に係る発行金融機関等（協定銀行が当該発行金融機関等に係る取得株式等である株式を有している場合における当該株式の発行に係る銀行に限る。以下この条において同じ。）が株式交換又は株式移転により株式交換完全子会社（同法第七百六十八條第一項）又は株式移転完全子会社（同法第七百七十三條第一項第五号）に規定する株式移転完全子会社をいう。）となつた場合の当該株式交換又は株式移転により株式交換完全親株式会社（同法第七百六十八條第一項）又は株式移転設立完全親株式会社（同法第七百七十三條第一項第一号）となつた銀行持株会社等について準用する。この場合において、法第五條第一項中「計画を」と、同項第三号中「利益」とあるのは「計画を」と、同項第五号中「利益」とあるのは「剰余金」と、「消却」とあるのは「自己の株式の取得」と、同項第六号中「方策」とあるのは「方策（劣後特約付社債の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借契約による貸付けその他の方法により子会社の財務内容の健全性を確保するためのものを含む。）」と、同条第二項

中「内閣総理大臣は、前条第三項の承認があつたときは」とあるのは「内閣総理大臣は」と、同条第四項中「株式を含む」とあるのは「株式並びにこれらの株式について株式交換又は株式移転による移転があつた場合に当該株式交換又は株式移転により株式交換完全親株式会社（同法第七百六十八條第一号）に規定する株式交換完全親株式（同法第七百七十三條第一項第一号）に規定する銀行持株会社等から割当てを受けた株式及びこれについて分割され又は併合された株式を含む」と、「同項」とあるのは「前条第一項」と、「金融機関等」とあるのは「銀行持株会社等」と読み替へるものとする。

（資本減少の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）

第二条 法第九條第二項に規定する政令で定める債権者は、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第八條又は第九條の規定により発行された債券の権利者、定期積金の積金者及び保護預り契約に係る債権者その他の銀行の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令で定めるものとする。

（協定銀行に生じた損失の金額）

第三条 法第十二條に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、協定銀行の各事業年度の第二号に掲げる費用の額の合計額から、第一号に掲げる収益の額の合計額を控除した残額とする。

一 収益
イ 取得株式等及び取得貸付債権に係る譲渡益
ロ 取得株式等及び取得貸付債権に係る償還、払戻し又は残余財産の分配に伴う収益
ハ 取得株式等に係る受取配当金及び有価証券利息
ニ 取得貸付債権に係る貸付金利息
ホ その他協定（法第十條第一項に規定する協定をいう。次号ホ及びヘにおいて同じ。）の定めによる業務の実施による収益

二 費用
イ 取得株式等及び取得貸付債権に係る譲渡損
ロ 取得株式等及び取得貸付債権に係る償還、払戻し又は残余財産の分配に伴う損失

中「取得株式等に係る評価損
二 取得貸付債権に係る貸倒れによる損失
ホ 協定の定めによる資金その他の協定の定めによる業務の円滑な実施のために必要とする資金に係る借入金利息
ヘ その他協定の定めによる業務の実施のために必要とする事務費その他の費用
（協定銀行に生じた利益の額等）

（協定銀行に生じた利益の額等）
第四条 法第十三條第一項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、協定銀行の各事業年度の前条第一号に掲げる収益の額の合計額から、同条第二号に掲げる費用の額の合計額を控除した残額とする。
2 協定銀行は、毎事業年度、前項に規定する残額があるときは、当該残額に相当する金額を当該事業年度の終了後三月以内に預金保険機構に納付するものとする。
（金融機能早期健全化業務の終了の日）
第五条 法第十八條第一項に規定する政令で定める日は、協定銀行が取得株式等及び取得貸付債権の全部につきその処分に係る対価を受領し、若しくはその返済（償還、払戻し又は残余財産の分配を含む。）を受けた日又は金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）附則第十一条第三項の規定による決定を受けて協定銀行が同条第四項の規定により適用される同法第三十五條第二項に規定する協定の定めにより取得した同法第二十五條第一項に規定する信託受益権等の全部につき次に掲げる要件のいずれかに該当することとなつた日のいずれか遅い日の属する協定銀行の事業年度の終了の日から六月を経過した日とする。
一 協定銀行が当該信託受益権等の処分に係る対価を受領し、又はその償還を受けた日
二 当該信託受益権等に係る金融機能の強化のための特別措置に関する法律第二十五條第一項に規定する取得優先出資等の発行者又は債務者である同法附則第十一条第一項に規定する特定震災特例協同組織金融機関について同法附則第十六條第三項の認定が行われた日
三 前号に規定する特定震災特例協同組織金融機関に係る資本整理（金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第十七條第一項に規定する資本整理をいう。）に関し同法附則第二十一條第一項又は第三項に規定する繰入れが行われた日

附則 抄

（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 金融再生委員会設置法（平成十年法律第三百十号）の施行の日の前日までの間、金融再生委員会規則で定めるべき事項は、総理府令で定める。

附則 抄

（施行期日）
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（金融再生委員会規則に関する経過措置）

第十条 この政令の施行の際に効力を有する金融再生委員会規則で、第八十九條の規定による改正後の金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行令又は第九十條の規定による改正後の金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令の規定により内閣府令で定めべき事項を定めているものは、この政令の施行後は、内閣府令としての効力を有するものとする。

附則 抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 抄

（経過措置）
第二条 この政令の施行の際に金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下この条において「法」という。）第四條第三項に規定する承認に係る同条第二項に規定する発行金融機関等（法第二條第七項に規定する協定銀行が当該発行金融機関等に係る法第五條第四項に規定する取得株式等である株式を有している場合における当該株式の発行に係る銀行に限る。以下この条において同じ。）が株式交換又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）により完全子会社（同法第三百

七号）
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。)となつてゐる場合の株式交換等により完全親会社(商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。以下この条において同じ。)となつてゐる銀行持株会社等(法第二条第一項第五号に規定する銀行持株会社等をいう。)については、この政令の施行の日に当該株式交換等に係る完全親会社となつたものとみなして、第三条の規定による改正後の金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令第一条の二の規定を適用する。

附 則 (平成一五年四月一日政令第一九一号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年四月一日政令第一四六号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日政令第一三五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三〇日政令第一〇四号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年四月一九日政令第一七四号)
この政令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年四月一日政令第一四五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三十一日政令第一〇八号)
この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三十一日政令第一四四号)
この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三〇日政令第五〇号)
この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年七月二六日政令第二二八号)
この政令は、東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の

強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年七月二十七日)から施行する。

附 則 (平成二四年三月三〇日政令第九〇号)
この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。